

令和6年12月12日

座間市公営企業管理者

山本 洋一 殿

座間市公営企業運営審議会

会長 茂 庭 竹 生



水道料金及び下水道使用料等の見直しについて（答申）

令和6年9月25日付け座公経総発第82号で諮問がありました水道料金及び下水道使用料等の見直しについて、次のとおり答申します。

答 申 書

令和6年12月

座間市公営企業運営審議会

はじめに

本年1月1日に発災した能登半島地震の被災地では、水道施設及び下水道施設において甚大な被害が発生し、特に老朽化した施設などは復旧作業が困難を極め、住民の生活再建に大きな支障をきたした。座間市においても、水道施設及び下水道施設の多くを高度経済成長期に整備しているため老朽化が進んでいることから、激甚化する自然災害に備えるため、施設の耐震化や更新、雨水・浸水対策等を積極的に進めていく必要がある。

しかし、人口減少社会の到来や節水機器の普及、住民のライフスタイルの変化等による水需要の減少に加え、昨今の物価高騰による電力費をはじめとした様々な費用負担の増加により、水道事業及び公共下水道事業を取り巻く経営状況は一層厳しさを増している。

これらを踏まえて、本審議会は令和5年4月の答申において令和5年度から令和9年度までの算定期間における水道料金及び下水道使用料はいずれも据え置きとすることが妥当であるが、「社会情勢の変化や経営状況の変化等を適宜本審議会に報告すると共に、算定期間内においても、必要に応じて水道料金及び下水道使用料見直しの機会を設けること。」との付帯意見に基づき、水道料金及び下水道使用料見直しについて諮問されたことから、慎重に審議を行い、その結果を次のとおり答申する。

水道事業

1 水道事業の現状と今後の見通し

座間市の水道事業は、地下水を主たる水源として昭和30年に一部給水を開始して以来、70年にわたり、給水を続けている。令和5年度末における給水人口は131,249人、管路延長は339.2kmで、ほぼ給水区域全域を網羅している。

水需要に関しては、給水人口の減少や節水機器の普及等により減少傾向にある。また、水道使用者のライフスタイルが多様化し、単身世帯や少人数世帯が増えることで、事業経営の根幹である水道料金収入が減少しており、今後もこの傾向が続くものと予測される。

一方で、施設の老朽化に伴う更新及び耐震化対策などの費用は、昨今の電力費をはじめとした物価高騰の影響により今後も増加していくことが見込まれ、現状では執行管理の徹底による費用の削減努力だけでは、安全・安心な水道水を提供する施設を維持していくことが困難な状況にあると言える。

このような状況の下、財政収支をシミュレーションした結果、現行のままであれば純損失が膨らみ、事業経営を継続することができないことを確認した。

2 水道料金算定期間

○令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

通例では算定期間を5年間としているが、昨今の物価高騰など先行きの見通しにくい社会情勢の観点から3年間が妥当である。

3 料金改定率

○平均改定率を18.78%とする。

算定期間内における施設の更新等に必要な財源を確保した上で、市民等の負担を考慮した改定率とする。

4 料金体系

○基本水量を8m³から0m³に見直す。

座間市では、水道を普及させ、清浄な水の使用を促すという公衆衛生上の観点から、1か月につき8m³の基本水量を設定してきた。しかし、現在、ほぼ市内全域に水道が普及していることに加えて、近年、基本水量以内の利用者が増えていることから、基本水量を超える利用者との負担の公平性を確保するため基本水量を廃止し、1m³から8m³までの利用者に対して従量料金を徴収することとする。

5 逡増度

○3. 51倍から2. 52倍に圧縮する。

負担の公平性の観点から、大口使用者に負担が偏らないように従量料金単価の見直しを図る。

6 水道料金改定案

小口径の利用者の従量料金に配慮しつつ、安定した経営を維持することができるものとして、別表を本審議会の改定案として示す。

水道料金改定案比較表

基本料金(1か月につき、税抜)

口径(mm)	現行料金	改定案	差 額
13・20mm	760円	900円	+140円
25mm	1,000円	1,245円	+245円
30mm	1,330円	3,290円	+1,960円
40mm	2,130円	5,070円	+2,940円
50mm	3,400円	10,010円	+6,610円
75mm	7,410円	25,930円	+18,520円
100mm	12,960円	53,800円	+40,840円
150mm 以上	21,830円	75,000円	+53,170円

従量料金(1m³につき、税抜)

水量(m ³)	現行料金	改定案	差 額
1～8m ³	0円	5円	+5円
9～20m ³	107円	125円	+18円
21～30m ³	131円	155円	+24円
31～60m ³	175円	205円	+30円
61～100m ³	231円	275円	+44円
101～300m ³	257円	295円	+38円
301～1,000m ³	288円	305円	+17円
1,001～5,000m ³	318円	315円	-3円
5,001m ³ 以上	376円	廃止	

公共下水道事業

1 公共下水道事業の現状と今後の見通し

座間市の公共下水道事業は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、汚水整備については昭和44年に相模川流域下水道計画に参画し、昭和48年から公共下水道汚水整備事業に着手してきた。令和5年度末現在、水洗化人口は125,765人、整備済み管渠延長は307.58km、処理区域内人口普及率は98.01%に達しているが、今後は、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化を考慮したストックマネジメント計画を着実に推進していく必要がある。

一方、雨水整備に関しては、計画降雨量を時間当たり50mmとして、冠水区域を優先して整備を行ってきた。令和5年度末における雨水管渠延長は32.77kmで、事業認可に対する整備率は34.42%に留まっている。近年では計画降雨量を超える局地的な集中豪雨などにより、浸水被害が発生している区域の対策が課題となっており、浸水対策を実施するために雨水管理総合計画に基づき対策に取り組んでいるところである。

汚水排水量は水道事業と同様に逓減傾向にあり、収入は減少しているものの、平成31年4月に実施した下水道使用料の改定により、財政収支をシミュレーションした結果、事業経営に必要な経費を確保できることを確認した。

2 下水道使用料算定期間

○水道事業と併せ令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

3 使用料改定

○下水道使用料(公衆浴場汚水を含む)については、据え置きとするのが妥当である。

付帯意見

今回の諮問に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付す。

- (1) 本答申は今後の物価動向等の状況が見通せない中でのシミュレーションに基づき料金改定率について検討したものである。そのため、令和8年度から令和10年度までの3年間を算定の根拠とする異例の答申である。今後、料金回収率等経営状況を示す指標の変化が想定と異なる場合は、状況を適宜本審議会に報告すると共に、たとえ3年間の算定期間内においても、料金回収率等を考慮の上、必ず料金改定の要否について検討すること。
- (2) 料金回収率は100%を若干上回ることができるよう料金改定の検討を行うこと。
- (3) 社会情勢の予期せぬ変化に対応するためにも、事業運営に支障が生じないよう内部留保資金を適正に保有すること。
- (4) 効率的な事業運営と経営の健全化に努めるとともに、公営企業として経費節減等のなお一層の努力を怠らないこと。
- (5) 前回答申からの状況変化や、今回の見直し内容について、十分な理解が得られるよう広報等を通じて市民に対し丁寧な説明を行うこと。
- (6) 激甚化する自然災害に備えた施設の更新及び維持管理に努めること。

審議経過

開催日		審議内容
第1回	令和6年 9月25日	諮問(水道料金及び下水道使用料等の見直しについて) (1) 令和5年度決算の概要 (2) 令和6年度における水道事業及び公共下水道事業の概要 (3) 水道事業及び公共下水道事業の経営状況(投資・財政計画含む)
第2回	10月10日	水道料金及び下水道使用料等の見直しについて①
第3回	10月24日	水道料金及び下水道使用料等の見直しについて②
第4回	11月7日	水道料金及び下水道使用料等の見直しについて③
第5回	11月21日	答申書(案)について

座間市公営企業運営審議会委員名簿

氏名	選出区分	団体名等
茂庭 竹生(会長)	学識経験者	東海大学名誉教授
角田 厚子(副会長)	学識経験者	元市職員
中野 幸子	学識経験者	税理士
内藤 和美	関係する団体の代表者	座間市商工会
湯浅 一弘	関係する団体の代表者	自治会総連合会
田村 和章	関係する団体の代表者	薬剤師会
西村 佳裕	関係する団体の代表者	県下水道公社
窪 博之	関係する団体の代表者	座間工業会
飯島 茂	公募による市民	
大谷 勝也	公募による市民	
西村 弘	公募による市民	

敬称略、順不同